

大切なお知らせ

国民健康保険・後期高齢者医療保険に 加入している皆さんへ

I D
検 索
2050

資格確認書

資格情報のお知らせ

を郵送します！

現在お持ちの保険証(資格確認書)は、令和7/7/31が有効期限です。

現在加入している保険(国民健康保険、後期高齢者医療保険)の種類やマイナ保険証の所有状況に応じて、町または後期高齢者医療広域連合から「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月中旬に郵送します。

国民健康保険に加入している方へ

5月末時点でのマイナ保険証の所有状況に応じて、以下のいずれかが郵送されます。



郵送物

マイナ保険証を…

持っていない方	資格確認書
持っている方	資格情報のお知らせ

8/1以降の受診方法

マイナ保険証を 持っていない方	資格確認書を提示
マイナ保険証を 持っている方	マイナ保険証を提示

後期高齢者医療保険に加入している方へ

マイナ保険証の所有状況にかかわらず、**すべての方に7月中旬に「資格確認書」が後期高齢者医療広域連合から郵送**されます。

医療機関などを受診される際は、**マイナ保険証または資格確認書を提示**してください。

用語の説明

資格確認書

氏名、生年月日、被保険者番号などが記載され、**従来の健康保険証と同じように使えるもの。**

資格情報のお知らせ

自身の保険情報を確認できる通知書で、**マイナ保険証が医療機関などでうまく読み取れない場合などに併せて使うもの。**



[要配慮者向け]マイナ保険証利用サポートのご案内

高齢者や障がい者など介助者の同伴がないと マイナ保険証での受診が難しい方へ

I D
検 索
2709

マイナ保険証をお持ちの要配慮者には、資格確認書を交付できます。資格確認書を医療機関などの窓口で提示すれば、介助者が資格確認の補助を行いながらスムーズに受診できます。

交付対象

- 受診の際に介助が必要で、マイナ保険証の提示が困難な方

申請方法

窓口での申請

持ち物

- 申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- 交付希望者の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)

郵送での申請

郵送物

- 資格確認書交付申請書(町ホームページから取得)
- 交付希望者のマイナンバーカード表面のコピー

※郵送申請の申請者は原則本人です。申請者が本人ではない場合は、申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)のコピーが必要です。
※申請者が別世帯の場合は委任状が必要です。

窓口や郵送で
申請できます



問 福祉保険課国保年金班(☎71-3190)